

2026年2月27日
株式会社 かんぽ生命保険

2026年4月1日以降に適用する契約者貸付利率等の改定について

株式会社かんぽ生命保険（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 谷垣邦夫、以下「かんぽ生命」）は、2026年4月1日より契約者貸付利率等を改定します。

1 改定概要

2007年10月1日以降にご加入いただいたかんぽ生命の保険契約について、2026年4月1日以降に適用する契約者貸付利率および契約者配当金積立利率を改定します。なお、前納払込保険料は、一部（注）を除き改定しません。

また、かんぽ生命が管理業務を受託している簡易生命保険契約についても、別紙のとおり前納払込保険料、契約者貸付利率および配当利殖率が改定となりますのでお知らせします。

前納払込保険料、契約者貸付利率および契約者配当金積立利率は、金利水準、金融情勢の変化およびその他の事情により決定します。金利水準等が変動した場合は、変更することがあります。

（注）かんぽ生命の保険契約に係る前納払込期間が13カ月以上の前納払込保険料額について、2026年4月1日から、払込方法（経路）が窓口払込みの場合の保険料額を引き下げ、口座払込みの場合の保険料額と同一とします。

2 契約者貸付利率

2026年4月1日以降に保険契約者が契約者貸付を受けられる場合について、以下のとおり契約者貸付利率を改定します。

ア 契約者貸付利率（イおよびウを除く。）（年利率、単位：％）

貸付期間中の契約者貸付利率		貸付期間経過後の契約者貸付利率	
改定前	改定後	改定前	改定後
2.50	3.00	2.562500	3.090000

イ 貸付利率の特則に基づく契約者貸付利率（年利率、単位：％）

貸付期間中の契約者貸付利率		貸付期間経過後の契約者貸付利率	
改定前	改定後	改定前	改定後
1.50	2.00	1.522500	2.040000

ウ 非常取扱いのときに貸付利率の減免を行う場合の契約者貸付利率
改定しません。

<ご案内>

契約者貸付金の請求については、スマホや PC からインターネットで簡単にお手続きいただくことが可能です。ぜひご利用ください。（詳細は次のリンクからご確認ください。）

[インターネット（マイページ）での契約者貸付のご請求](#)

3 契約者配当金積立利率

2026年4月1日以降に適用する契約者配当金積立利率を以下のとおり改定します。

(年利率、単位：%)

改定前	改定後
0.39	0.69

- ※ 改定後の契約者配当金積立利率は、2026年4月1日以降の年ごとの契約応当日から適用します。例えば、年ごとの契約応当日が10月1日の契約の場合、2026年9月30日までは改定前の利率、同年10月1日以降は改定後の利率が適用されます。
- ※ 財形保険および財形年金保険（年金支払事由発生日後の契約を除く。）については、「年ごとの」を「4月の月ごとの」に読み替えます。

【お客さまのお問い合わせ先】

かんぽコールセンター

電話番号：0120-552-950（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9：00～21：00

土・日・休日 9：00～17：00

（1月1日～3日を除く）

※個別のご契約に関するお問い合わせは、保険契約者さま本人からのお電話をお願いいたします。